

【大会特別規則】

2016.9.14

1. ニュートラリゼーションについて

- a 各カテゴリーのレースにおいて2週のニュートラリゼーションを認める。認定が同一周回中に行われない場合は認めない。
- b 適用条件は「落車」「パンク」「自転車の重要部分の破損」に限定する。自身の整備不良による適用は認めない。
- c 競技役員の見定を受けた選手は「機材補給ピット」で待機、役員の見示で位置していた集団へ復歸にする。
- d 機材補給ピットは会場レイアウト（訂正版）を参照のこと。（マップのA～Dの4箇所）
- e 機材の補給についてはコース内に定める機材補給ピットのみで認める。
- f 機材交換はチームでのサポートで対応すること。対応遅れで規定の周回内に事故発生位置に復歸が不可能であったときには レースを継続することはできない。予選、敗者復活戦、決勝において残り1周回での事故により完走できなかった場合は、完走者の最後尾の順位を付与する。
なお、予選、敗者復活戦、決勝共に残り3周回での事故の場合はニュートラリゼーションを適用しない。
- g 機材ピットでサポートするチームスタッフは、有効なライセンス（日体協自転車各級コーチ、各級指導員、JCFチームアテンダント）保持者を推奨、もしくはJBCFチームアテンダント講習修了者を推奨する。

チーフコミッサー
西山 吉信
以上